

京都府主要農作物種子生産及び供給事業実施要領

平成30年4月1日付け30農産第219号
農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 京都府（以下「府」という。）において育成した固有品種をはじめ、府内で生産された高品質な種子を用いて栽培される主要農作物を、魅力ある京都ブランドの農産物として捉え、府民に高品質な農産物を安定供給するため、原種及び原原種の生産をはじめ種子の生産に係る措置については、この要領によるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 水稻、大麦、小麦、大豆及び小豆をいう。
- (2) ほ場検査 種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい及び成熟状況等について検査することをいう。
- (3) 生産物検査 種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について検査することをいう。
- (4) 推奨品種 府の基幹となる主要農作物の品種として府が育成した品種、生産振興を図る必要が高い品種及び種子の流通が府内に限られるなど府の独自性が強い品種であるとして知事が指定した品種をいう。また、特定の用途に対して一定量の需要が見込まれる主要農作物の品種で、種子を他都道府県から購入できる品種を、推奨品種に準ずる品種として、知事が指定するものとする。

(種子生産ほ場設置計画の策定)

第3条 府内において、優良種子の安定生産及び確保を行うため、第11条で設置する種子協議会は、種子の需要動向や知事との協議を踏まえて、種子生産ほ場設置に必要な計画（以下「種子生産ほ場設置計画」という。）を策定し、知事へ報告するものとする。

(種子生産ほ場の認定等)

第4条 知事は、主要農作物の種子を生産する者（以下「種子生産者」という。）が譲渡の目的をもって、又は委託を受けて経営するほ場を種子生産ほ場として認定することができる。

- 2 知事は、種子生産ほ場の認定の際には、前条の種子生産ほ場設置計画を参考とするものとする。
- 3 その経営するほ場について前項の認定を受けようとする者は、知事が別に定める手続きに従いその申請をするものとする。
- 4 第1項に規定する種子生産ほ場の経営者が当該認定の取消しを受けようとするとき

は、知事が別に定める手続きに従いその申請をするものとする。

(ほ場検査)

第5条 種子生産者は、前条の規定により認定を受けた種子生産ほ場について、ほ場検査を受けることができる。

2 ほ場検査を受けようとする種子生産者は、知事が別に定める手続きに従いその請求をするものとする。

3 知事は、種子生産者から前項の請求があったときは、当該検査を行うものとする。

4 ほ場検査の基準及び方法は、種苗法に基づき農林水産大臣が定める「指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月農林水産省告示第933号、以下「生産等基準」という。）」及び「指定種苗の表示及び生産等基準に係る検査実施要領（平成13年6月29食産第4303号・29政統第1448号、以下「生産等基準検査実施要領」という。）」により行うものとする。

(ほ場検査の通知書の交付)

第6条 前条のほ場検査（第10条第3項において準用される場合を含む。）の結果、当該種子生産ほ場が生産等基準に適合すると認めるとき、知事は、当該請求者に対し、知事が別に定める通知書を交付するものとする。

(生産物検査)

第7条 種子生産者は、前条の規定によりほ場検査の通知書の交付を受けた種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物検査を受けることができる。

2 生産物検査を受けようとする種子生産者は、知事が別に定める手続きに従いその請求をするものとする。

3 知事は、種子生産者から前項の請求があったときは、当該検査を行うものとする。

4 生産物検査の基準及び方法は、生産等基準及び生産等基準検査実施要領により行うものとする。

5 生産物検査の通知書の交付は、前条のほ場検査の通知書の交付に準じて行うものとする。

(種子検査員の指定等)

第8条 ほ場検査及び生産物検査を行う者（以下「種子検査員」という。）は、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する府の職員のうちから、知事が適当と認めるものを知事が指定するものとする。

(助言)

第9条 種子検査員は、種子生産者及び種子生産者に種子の生産を委託する者に対し、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のために必要な助言を行うものとする。

(原種及び原原種の生産)

第10条 知事は、種子生産ほ場において優良な種子の生産を行う上で、必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種の確保が図られるよう、主要農作物の原種ほ場及び原原種ほ場（以下「原種ほ場等」という。）を設置し、原種及び原原種（以下「原種等」という。）の生産を行うものとする。

2 知事は、知事以外の者が経営するほ場において、主要農作物の原種等が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を原種ほ場等として認定することができる。

3 第1項の原種ほ場等における原種等の生産については、第3条から前条までの規定に準じて行うものとする。

(種子協議会の設置)

第11条 知事は、府における主要農作物の種子の安定的な供給に関する事項について協議等を行うため、種子協議会を設置するものとする。

2 種子協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 種子生産者又はその組織する団体

(2) 原種等生産者（前条第1項の原種ほ場等の経営者をいう。以下同じ。）又はその組織する団体

(3) 種子等生産委託者（前2号の者に種子の生産を委託した者をいう。）又はその組織する団体

(4) 種子の取扱いを業とする者又はその組織する団体

(5) 種子を購入する農業者又はその組織する団体

(6) その他種子の安定的な供給に係る者

3 種子協議会は、第3条の種子生産ほ場設置計画の策定にあたり次に掲げる事項について協議を行うほか、知事が別に定める業務を行うものとする。

(1) 年間の種類別及び品種別の種子の需給の見通しに関する事項

(2) 種子の生産流通に関する事項

(3) 種子の備蓄に関する事項

(4) その他種子の安定的な供給に関する事項

4 種子協議会は、前項の協議の結果を府に速やかに報告するものとする。

(推奨品種等の決定)

第12条 知事は、推奨品種又は推奨品種に準ずる品種（以下「推奨品種等」という。）の決定にあたっては、気象、土壌、農業者の収益性及び技術水準、主要農作物の需要動向等を十分考慮するとともに、優良と認められるものは積極的に採用することを旨として決定することとし、決定の基準は知事が別に定めるものとする。

2 知事は、推奨品種等の決定にあたっては、府内に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するため必要な試験（以下「推奨品種等決定調査」という。）を行うものとし、試験の方法等は知事が別に定めるものとする。

3 推奨品種等の指定、変更及び廃止は、次条で規定する推奨品種等協議会の意見を聴

いて知事が行うものとする。

(推奨品種等協議会)

第13条 知事は、推奨品種等の決定に関する事項について意見聴取等を行うため、推奨品種等協議会（以下この条において「協議会」という。）を設置するものとする。

2 協議会は、次に掲げる者の中から、主要農作物の生産流通等に関する専門知識を有する者で、知事がその都度指名する委員で構成する。

- (1) 府関係機関
- (2) 農業関係団体
- (3) 実需者関係団体
- (4) その他府が必要と認める者

3 協議会においては、次に掲げる事項について意見を聴くものとする。

- (1) 推奨品種等の指定、変更並びに廃止に関すること。
- (2) 推奨品種等の決定基準に関すること。
- (3) 推奨品種等決定調査に供試される品種に関すること。
- (4) 推奨品種等決定調査の方法に関すること。
- (5) 推奨品種等の普及に関すること。
- (6) その他府が必要と認めること。

(その他)

第14条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。